

論点⑤【16条③】初等中等教育における教育内容及び教育支援体制の整備②(合理的配慮及び基礎的環境整備等)に関する委員意見

○阿部 一彦委員

- 障害があっても障害がなくても地域の子どもとして共に学べる環境を整備することとともに、障害特性に配慮し個別的なニーズをもとにその子どもの潜在的な力を引き出す教育システムの構築が求められる。そのためには通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校等の多様な学びの選択肢を整備するとともに、個別的なニーズに応じて柔軟に選択可能にする必要がある。そこで、個別の教育支援計画や指導計画を作成して、実践するとともに、適切なモニタリングが求められる。モニタリングの結果によっては、適宜、柔軟に計画の再作成等を行う必要がある。
- どこに住んでいても身近な地域において障害に応じた個別的教育を受けるためには、地域の学校内等に特別支援学校の分教室などを設置する必要がある。また、不登校になった児童生徒のためのフリースクールの活用についても選択肢の一つとして位置づけるべきである。
- 過度の負担を課さない範囲の中で合理的配慮を行うとされているが、例えば、1月末に就学先の決定がなされた後に、児童の個別的なニーズをもとに合理的配慮を行う場合、すぐに活用できる財源がなければ、整備が4月の入学に間に合わないおそれがある。

入学時に合理的配慮を整備するためには、学校等が短期間で合理的配慮を整備、環境改善に取り組むことができるような柔軟に活用できる財源整備が求められる。
- インクルーシブ教育の実践には、専門性を有した多様な人材の配置が求め

られる。特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど専門領域の人員確保を継続的に安定化させるためには、社会的身分の確立、給料面等での待遇改善等が必要とされる。

- 子どもは学校での学び、家庭での学び、地域社会での学びをもとに社会性を身につけて成長する。地域から離れて特別支援学校を利用する場合などには、地域の学校に副次的な学籍を有し、地域の子どもの一人として、様々な学校行事や地域行事に参加できるようにすべきである。夏休み等長期の休みの期間中は、地域に戻って生活している障害のある児童生徒を自宅に孤立させる状況をつくることは、避けなければならない。
- 障害のある保護者が、その子の教育や成長のために、地域の学校での様々な行事に出席したり、相談に行ったりする場合にも合理的配慮が求められる。
- 授業終了後の放課後ケアや夏休みなど長期の休み期間中の生活支援、教育支援についても個別の教育支援計画や個別の指導計画に組み込む必要がある。

○一木 玲子委員

1 普通学級における「共に学ぶ」体制の確立

【現状】

普通学級に在籍するための合理的配慮や必要な支援の法令や予算が整備されていないために、保護者にその肩代わりを要求される場合が多い。

たとえば、2006年に小学校普通学級に入学したダウン症児童の保護者に対して、学校は以下のような手紙を送っている。

学校からのお願い

・ 授業に付きそってください

a 常にそばについてください

b 常に教室内で見守り、必要に応じて補助してください。

(必要とは、他の子に影響がある場合、または担任の要請がある場合)

・ 他の子の学習を保障できない場合、人手がなければ別の場所に移します

・ 他の場にうつしても、見る人手がない場合はお迎えをお願いします

・ 校外学習は付きそってください

・ 登下校は付きそってください

この「お願い」が守れない場合、学校は特別支援学級への異動を求めており、保護者にとっては強迫以外の何物でもない。

また、ここ20年間、特別支援学級、特別支援学校在籍児童生徒数が急増している。

特別支援学校在籍者数 2000年 79,197人 → 2009年 117,035人

特別支援学級在籍者数 2000年 7,2921人 → 2009年 13,5266人

これは、上記のような状況も含めて、普通学級において障害のある児童生徒が安心して学べる体制整備が行われていない実態の表れと読むことができる。

【施策の基本的方向】

① 教員配置による「共に学ぶ」普通学級の整備を優先施策に

「共に学ぶ」体制の確立のため、優先施策として、教員配置による体制整備を行う。例えば教員の加配措置によるチームティーチングにより学級全体を支援する体制を作る。子どもが他の場所に通級するのではなく、教員が巡回指導等で在籍する学級に必要な応じて巡回するなど、普通学級の中で子どもが学

べる体制を整備する。そのうえで、それを補足する意味での介助員措置を行う。

同様に、医療的ケアが必要な子どもの場合も、小中高等学校教員へ医療的ケア研修の受講率の向上を図ることを拡充し、その支援や補充として看護師配置を行う。

これらにより保護者の付添をなくすことはもちろんである。

② 特別支援教育就学奨励費の普通学級に在籍している子どもへの適用と、法律の見直し

特別支援学校や特別支援学級、他校通級をしている障害児の保護者には就学奨励費は措置されているが、普通学級に在籍していると適用除外になる。公平性の観点から普通学級に在籍している障害児の保護者にも適用することが喫緊の課題である。

ただし、この法律は1954年に「・・特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図る」ことを目的として制定されたもので、時代、目的、そして普通学級在籍児童の経済的ニーズとしても見直しをする必要がある。

③ バリアフリーや学習支援機器等、本人が求める合理的配慮の整備

国や地方自治体による整備の義務化、本人や保護者が求める相談体制の整備等

④ 障害のある普通学級在籍児童生徒数の向上（入学者数、卒業生数）

普通学級に在籍する児童生徒数の向上は、合理的配慮等の整備状況の目安としてみるができる。

⑤ モデル校、モデル地域事業の実施

日本には、障害のある児童生徒が普通学級に在籍して「共に学ぶ」取り組みを1970年代から行っている先駆的な自治体が存在する。それらの先駆的な取り組みを、モデル地域、モデル校として事例集を作成し、教員研修に役立てるなど全国に広める試みを実施する。

2 障害のある生徒の高等学校進学率の向上

【施策の基本的方向】

- ① 特別支援学校中等部からの高等学校入学者数・卒業生数を増加させる
- ② 障害のある生徒が合理的配慮をうけて受験できる試験体制の構築
 - (ア) 定員内不合格を出さない選抜体制
 - (イ) 障害特性及び本人・保護者の求める配慮

3 「共に学ぶ」体制構築のための教職員の研修の義務化

【施策の基本的方向】

- ① 教員自らが計画した研修の日数と機会の保障
- ② 管理職や教育委員会を対象とした障害者権利条約やインクルーシブ教育に関する研修の実施

○大谷 恭子委員

1 合理的配慮について

合理的配慮は障害者権利条約において提唱され、これを受けて障害者基本法に初めて規定された概念であり、これを基本計画に盛り込む時は、まずは以下の点を明確にした施策が必要である。

- ① 合理的配慮は、それがなければ差別になるものであり、よってその提供が義務付けられたものであることを都道府県、市町村教委に周知徹底させること。
- ② 具体的な合理的配慮の内容は、一人一人個別に異なるものであることもまた周知徹底させること。ただし、移動、コミュニケーション保障、教材の提供等、障害特性に応じて類型化されたものはあり、これを例示することは可能であり、必要である。それら例示を教育現場に周知させること。
- ③ 合理的配慮は現状の変更・調整であり、個別に決定されるものである以上、本人に何が必要かについて、当事者からの要望が必要であり、これを受けた協議が必要である。その協議の当事者は、まずは直接の教育担当者である学校が担当することになるが、財政面の負担が問題になる場合は教育委員会も交えた協議になる。このシステムについても、どのようにその内容が決定されるかにつき、本人・保護者にもわかりやすい内容にして周知させることが必要である。
- ④ 合理的配慮は差別、すなわち学習権保障と密接な関係にあるものであり、この協議は権利擁護の場面であることを関係者に周知させ、さらに本人・保護者に寄り添い、権利主張できるようその代理人を立ち合わせる等の配慮が必要である。このこともまた周知させる必要がある。
- ⑤ 就学相談において当該地域の学校に就学が予想される場合には、就学年度に合わせ、教員の加配、教科書の準備、通訳の用意、バリアフリーもしくは移動支援体制等々の個別の合理的配慮に対処できるよう準備をしておくことも必要である。

2 基礎的環境整備

基礎的環境整備とは上記個別の合理的配慮を事前的に準備しておくことと理解するが、ただし、これが未だ不十分であることを理由に個別の合理的配

慮がされなくていいということではない。言い換えれば全体としての底上げが不十分であっても、個別に必要なが生じた場合にはそれぞれ必要な合理的配慮が提供されなければならない。改正障害者基本法では、従来の「学校施設の整備」に加え、新たに「人材の確保及び資質の向上、適切な教材の提供」「その他の環境の整備」が挙げられた。これらのことは基礎的環境整備として基本計画に盛り込むべきである。たとえば以下の点を挙げることができる。

- ① 地域の普通学級に障害のある子が就学することを前提にして教員を養成すること。
- ② 義務教育の条件整備の問題として、普通学級で障害のある子が就学でき、学校生活が送れるように学習面、移動や介助の保障を、国の責任として財政負担を含め取り組むこと。
- ③ 通学保障の問題を、単に奨励費の問題だけではなく、具体的な介助支援としてシステム化すること。
- ④ 適切な教材の開発及び提供のための準備
- ⑤ その他の環境整備として重要なことは、学校を日ごろからインクルーシブなものにしておくことである。即ち、障害のある子が就学してきて初めてインクルーシブな学校作りをするのではなく、日頃から地域の障害者を学校に招き、また福祉と連携し、当事者や関係者から話を聞くなどして、学校及び教室を障害のある子を受け入れることができるように環境整備しておくことが必要である。

○尾上 浩二委員

1. 地域の学校で学べるようにするための人員の保障

- ① 教員配置基準を見直し、特別支援学校並みの基準を地域の学校にも適用を就学先の決定にも大きく影響することであるが、地域の学校における就学を保障するためには、基礎的な環境整備として、教職員等の配置を通常学校と特別支援学校と格差のないものとする必要がある。

これまでの障害程度を基準とした観点からする教員配置のあり方を見直し、地域の学校の通常学級や支援学級双方で安心して学べるようにするための教職員配置を、障害のある子ども一人ひとりの状況に対応できるように柔軟な配置を可能とするものに早急に改めていくべきである。また、この場合、配置された教員の校内配置は当該学校の内部配置によるものとすべきである。

就学のあり方が変わることにより、「支援学校で学ぶべき」とされている障害程度である児童・生徒も、数多く地域の学校で学ぶことになることが見込まれる。現在の特別支援学級は、学級定員が8名。特別支援学校では6名だが重度の場合は3名で、また障害種別ごと、学年ごとと、細かく学級設置する仕組みとなっている。

この差が大きいため、「地域の学校より、特別支援学校の方が手厚い」というイメージ・格差が生み出され、このイメージ・格差の下に就学相談がなされ、「専門家」による特別支援学校推奨がおこなわれているのが現状である。

特別支援学校と地域の学校における特別支援学級との人員配置基準を一定程度縮めるだけで、その効果は計り知れなく大きなものとなる。「人的資源」の在り方を少し手直しするだけで「地域の学校の良さ」を積極的に訴えることが出来るようになる。

- ② 特別支援教育支援員(介助員・学習支援員等)の増員と定着化を

現在、特別支援教育支援員の人件費は、交付税措置により、全国の各学校に一人の配置という想定で予算化されているとのことだが、今後の地域の学校に障害のある子どもが就学することを保障するためには、教職員の配置はもとより支援員の規模も多くしていく必要がある。その積算を倍増するなど計画的な増員を実施すべきである。

また、支援員への報酬が学校での授業時間と対応させたものとしていることが多く、クラブ活動などの教育活動に支援員を配置できないなどの問題も起きており、一人当たりの報酬単価を増額した上で、学校現場における多様な教育活動にも携わってもらえるような内容とする必要がある。

さらに、障害のある子どもが引き続いて同じ人から支援を受けられるようにするとともに、学校における定着を高めることで教職員との信頼や連携が継続的に図られるように支援員が長く定着できる措置をとることも必要である。

2. 支援学級籍の子どもが普通学級で学ぶ時間を柔軟に

2005年に出された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」においても、「特殊学級には、すべての時間を当該特殊学級で過ごし、教育を受ける必要のある児童生徒がいる一方で、相当の時間を通常の学級との交流教育という形で障害のない児童生徒と共に過ごすことが可能な児童生徒もみられ、その実態は、児童生徒の障害の種類や程度、学校の実情等に応じて様々である」とあるように、支援学級と通常学級において教育を受ける時間の多様性は認識されている。

しかるに、最近、ある県では支援学級在籍の子どもが通常学級で教育を受ける時間を週11時間と限定したり、大阪府のある市では、支援学級での学習を週10時間以上実施することを強制したりする事例がでてきており、これらを担保するための監査さえ頻繁に実施されている。また、子どもの個々の状況やニーズによらず、英数国という教科について一律に支援学級で学ぶことを決められている状況もあると聞いている。

特別支援教育が一人ひとりの障害のある子どもに応じた教育を実施するものであるならば、こうした強制や制限は、一人ひとりの教育保障として非常に問題があり、インクルーシブ教育に求められる教育における合理的配慮という観点からも、これらの事態は無視できないものといえる。

通常学級、支援学級双方での学習時間の設定については、本人や保護者の意思を尊重した上での柔軟な運用が必要である。その運用にあたっては、少なくとも、「個別の教育指導計画」や「個別の教育支援計画」などによって、個別のニーズに立って「学びの場」の環境を設定するようにすべきである。

3. 通学保障のための費用を地域の学校にも適正に配分を

就学奨励費で通学費の援助がなされている。これは特別支援学級に在籍する児童・生徒にも行われている。

これについては2つの課題がある。1つは現在の通学費が特別支援学級在籍者に一定の基準をもって行き渡っているかという課題。（少なくとも大阪市のにおいては、そのような全数的な調査などは行われていない。結果一部の人のみに出ている状況。）

2つめは通学費の拡大の課題（これは支援学校も含めてとなる）。1つめの課題が「車両費」「ガソリン代」などに対して、2つめは通学ガイドヘルパーなど人的な保障。現在大阪市では「緊急時」に、枚方市では「（親の就労が前提となる）通学ガイド制度」、また、ガイドヘルパーは市町村事業のゆえ、制度そのものが使える市などもあるが、基本的には「福祉分野」からの拠出となっており、市町村間の偏差がある。

すべての障害のある子どもが、親や家族の状況に左右されることのないよう、文部行政が責任をもって通学支援の確保策を打ち立てるべきである。その上で、厚生労働省とも早急に検討し、地域の学校、特別支援学校の格差のない通学保障の体制策を構築すべきである。

4. 医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師派遣の全国的な制度化を

医療的ケアを必要とする子どもたちが特別支援学校に就学を強制されるような事態が生じることのないようにすべきである。医療的ケアが必要であっても地域の学校への就学を可能とする体制整備が全国で格差なく実施されることが必要である。

大阪府で実施されている市町村への補助制度のように、看護師を各学校に配置できる制度が望まれる。

【★資料・大阪府市町村医療的ケア体制整備推進事業費】

これは、医療的ケアを必要とする子どもたち一人ひとりへの合理的配慮であると同時に、地域の学校への就学をいつでも可能にするための基礎的な環境整備としても必要な措置である。また、全国各地でいまだに続いている親や家族に学校への同伴を求めるといった差別的な負担をなくしていくことも意味する。

一般的に想定される学校における医療的ケアの実態は、特定の者に対して行うものであり、「生活支援行為」として捉えるべきである。

特定の看護師のみが特定の生徒のケアを行う場合、「ケアは看護師にお任せ」となり、教師は一切携わらないことになる。「インクルーシブ」とは相反するこのような事態を解消するためには複数名の教師が医療的ケアに携われるようにする必要がある。

そうした点から、大阪市の「看護指導員派遣実施要綱」に見られるように、派遣される看護師の本務は教職員の指導であることを明記するべきである。

【★大阪市看護指導員派遣実施要項】

5. 後期中等教育の充実と高校への入学について

- ① 高校の進学率が98%に達している中で、障害のある生徒の後期中等教育の充実が重要な課題である。前回の小委員会でも高等教育に関する支援について検討を行なったが、高等教育を受ける障害者の率を高めるためには、後期中等教育の充実が不可欠である。

その点で、一つの方法として、大阪府でも実施している「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」等を参考に、知的障害生徒入学者選抜等も検討する必要がある。

大阪府で実施されている府立高校における自立支援コースは、「一つの科」である。学年3人全学年合計9人の「学科」である。また、大阪府の共生推進校における共生推進教室は「他校の生徒（たまたがわ高等支援学校の生徒）」である。

知的障害児が高校入学を阻まれている現状を見ると、自立支援コースも共

生推進教室も確かに高校に行ける制度ではある。

後期中等教育の受け入れ充実を前進させることができると思われるのが、定員を設けず若干名で募集している「中国帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」である。入試時点では別枠であるが、合格後は「皆と一緒に」として入学できるシステムである。こうした仕組みも参考にしながら、すべての障害児の後期中等教育の充実方策を検討する必要がある。

② 高校入試における「受検上の配慮実施例」の全都道府県一覧表を毎年作成、公表を

大阪では受検時に特別な配慮が必要と思われる中学3年生がいる場合、基本的には府教委と市教委が該当中学を訪ね、(主に試験を受けている)状況を観察し、事情を聴取する。

パソコンが入試で使用が許可されるようになった当初、「変換による不正行為」「ソフトによる不正行為」などが取り沙汰され、多くの制限がつけられていたことがある。今はそのようなことが微塵もない。

受検上の配慮をどんどん拡大することは、翻って中学校での授業の工夫にもつながるし、また、大学入試での配慮の拡大につながる。学習支援機器の充実につながる。高校入試において受検上の配慮を広げることは、好ましい循環をどんどん生み出す結果を導くことになる。ぜひとも、好事例の紹介・普及と全都道府県での実施を目標として立て、その実施率を毎年明らかにすべきである。

また、受験上の配慮のみならず、「学資指導及び評価」においても柔軟に行なうこと。

【★資料・大阪府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について(通知)】

参考資料 1

【大阪府政策集】より

市町村医療的ケア体制整備推進事業費

ノーマライゼーションの進展や医療技術の進歩、さらに障がいの重度化、多様化に伴い、小中学校においては医療的ケアを必要とする児童生徒が増加している。これらの児童生徒について、教員は医療行為を行うことができないため、適切な医療的ケアを行なう看護師の配置が必要不可欠である。このようなことから、小中学校において看護師の配置を進め、医療的ケアを必要とする児童生徒が地域の小中学校において学ぶことができる体制を整備する。医療的ケアの必要な児童生徒に対して、市町村が看護師配置を行う場合、これに要する経費を補助する。

○補助対象経費：標準授業日数(200日)の範囲内で看護師の配置に要する経費

○補助率：1/2(府：1/2 市町村：1/2)

○補助対象者：大阪市・堺市を除く府内市町村

担当室課 教育委員会事務局 教育振興室支援教育課

【大阪府予算編成過程公表】より

平成24年度当初予算(政策的経費)

市町村医療的ケア体制整備推進事業費

予算要求課 支援教育課

予算計上課 教育振興室

事業概要

目的

ノーマライゼーションの進展や医療技術の進歩、さらに障がいの重度化、多様化に伴い、小中学校においては医療的ケアを必要とする児童生徒が増加している。

これらの児童生徒について、教員は医療行為を行うことができないため、適切な医療的ケアを行なう看護師の配置が必要不可欠である。

このようなことから、小中学校において看護師の配置を進め、医療的ケアを必要とする児童生徒が地域の小中学校において学ぶことができる体制を整備する。

開始終了年度 平成18年度～

内容

医療的ケアの必要な児童生徒に対して、市町村が看護師配置を行う場合、これに要する経費を補助する。

○補助対象経費：標準授業日数（200日）の範囲内で看護師の配置に要する経費

○補助率：1/2（府：1/2 市町村：1/2）

○補助対象者：大阪市・堺市を除く府内市町村

要求 看護師配置経費に対する補助 113,710 千円

8,300 円×200 日×137 人×1/2 以内=113,710

査定 8,300 円×200 日×98 校×1/2 以内=81,340 千円

参考資料 2

「看護指導員派遣実施要項」

1. 目的

大阪市教育委員会は、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全で充実した学校生活を送ることができるようにするために、看護指導員を巡回派遣する。

2. 趣旨

養護学校及び小学校、中学校の養護学級には、入院加療の必要はないが医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍している。そのため、保護者が家庭において行っている医療的ケアの範囲内の内容について、看護婦資格のある看護指導員を派遣し、担当教員を中心に指導・助言を行い、看護の知識・技能を高め、日常的な看護や緊急時の対応についての理解を深める。

3. 看護指導員の業務内容

- (1) 担当教員への指導及び助言
- (2) 教職員への研修
- (3) 医療器具の衛生管理に関する指導及び助言
- (4) 緊急時の対応及び助言
- (5) 泊を伴う学校行事への付き添い

4. 実施規則

(1) 派遣対象児童・生徒

次の2項目に該当する児童・生徒を対象とする。

- ① 養護学校及び小学校・中学校養護学級在籍児童・生徒の内、主治医から家庭での医療的ケアを指示されている児童・生徒。
- ② 保護者から医療的ケアの依頼があり、校長が必要と認める児童・生徒。

(2) 学校派遣の時間

看護指導員の学校派遣は、年度毎に次の日数を基本とする。

派遣日数 週1日(年間42日) 派遣時間 4時間程度

(3) 泊行事への付き添い派遣

当該児童・生徒が参加する教育課程に位置付けられた学校行事を対象とし、上記業務内容の(1)(3)(4)を業務とする。

5. 実施方法

看護指導員は、財団法人「大阪養護教育振興会」より派遣されるので、学校長は、前記大阪養護教育振興会に前もって電話で派遣依頼の連絡を行い、派遣申込書を添付書類と共に提出すること。

派遣申込書は、学校派遣は2週間前、泊行事は1ヶ月前までに必ず提出すること。

(以下省略)

参考資料3

教委教務 514 号
平成 13 年 9 月 12 日

府立高等学校長様

教育振興室長

府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について (通知)

本府において、障害のある児童・生徒の教育については、一人ひとりの障害の状況等に配慮しつつ、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会参加・自

立する人間の育成を図ることをねらいとして、これまで推進してきたところである。

近年、府立高等学校においても、障害のある生徒が多数学んでおり、障害の有無にかかわらず、「共に学び共に育つ」という理念に基づいて教育を行うことが求められている。

このことを踏まえ、各学校においては、下記の点について十分留意の上、障害のある生徒に対する学習指導及び評価を行うよう教職員に周知願います。

記

- 1 障害のある生徒の指導については、教職員の共通理解を図るとともに、その障害の種別や程度等に応じて、特別な配慮のもとに、可能性を最大限に伸ばすよう、きめ細かく行うこと。
- 2 生徒一人ひとりの実態に即した適切な指導を行うため、障害の状況を把握し、家庭、専門医等とも連絡を密にして、指導目標を設定するとともに、指導内容・指導方法を工夫すること。
その際、盲学校、聾学校及び養護学校における学習指導方法等も参考にすること。
- 3 教育課程の編成については、「学校設定教科・科目」の開設、教科・科目の選択や単位数の増減などについて弾力的な対応を行うこと。また、生徒の障害の状況によって、教育課程の変更を行う必要が生じた場合には、教育委員会と協議を行うこと。
- 4 評価に当たっては、評価のあり方や評価の方法を生徒の障害の状況に即して検討するとともに、指導の目標に照らして生徒の変容を多角的、総合的に評価すること。その際、特に、知識の量のみを測るのではなく、生徒の学習の過程や成果、進歩の状況などを積極的に評価すること。
- 5 評価の通知については、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題を設定し意欲的に学習に取り組めるよう、必要に応じて、その形式・方法及び時期等を工夫すること。
- 6 進級・卒業の判定について、本通知文の趣旨を踏まえて、内規の見直しを行うなど、柔軟な対応を行うこと。

○嘉田 由紀子委員

- ・ 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、個別に提供される「合理的配慮」は、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校設置者や学校が必要・適切な変更・調整を行うことが必要であると考えます。
- ・ 「合理的配慮」の基礎となる「基礎的環境整備」の充実は不可欠である。特別支援学校以外で進めるにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を考慮して進めていくことが重要である。

○栗川 治委員

1. すべての障害のある児童生徒に対して、必要な支援・条件整備（合理的配慮の提供）が成されるよう、次期基本計画に明記すべきです。具体的には、

① インクルーシブ教育を受けている盲児童・生徒が使う点字教科書の保障

現在、盲学校以外の地域の学校で学ぶ児童・生徒の点字教科書はボランティアに任されています。ボランティアに謝金を支払っているのに、それで充分だと思われるかもしれませんが、ボランティアの点字能力や点訳の程度は、非常な差があり、質が高いとは言えない場合が多々あります。

それに対し、盲学校用点字教科書は五つの点字出版所が、文科省と契約して作成しています。プロの点字製作所ですので、点字の質の高さは言うまでもありませんし、目が見えない児童・生徒が理解できないような写真や図などについての編集の知識も十分に持っています。インクルーシブ教育を受けている盲児童・生徒の点字教科書も、そうした点字出版所で製作させることにより、良質（それが当然である）な教科書を保障すべきです。

② 教育職である介助者・支援員の保障

障害のある児童・生徒が、地域の学校で学び、身の介助や教育活動の人的支援が必要な場合に、保護者の付き添いが求められたり、介助者が付いても非教育職であるからと言って、その子どもの教育活動そのものへの支援ができないということが、いまだに起きています。

保育園の場合、手帳の有無に拘わらず、介助・支援が必要と認められた乳幼児に対して、保育士が加配される制度があり、インクルーシブな保育を実現してきています。厚生労働省で実現できて、文部科学省で行なえないはずがありません。

介助・支援が必要な児童・生徒に対して、その障害ゆえに困難となっている教育活動を支援できる、教育職の介助・支援員（教員）を加配できる制度を構築すべきです。

③ 通学の保障

上記②の学校内の諸活動への人的介助・支援は、校外活動および通学においても保障されるべきです。

2. 障害のある教職員が働き続けるために必要な支援・条件整備（合理的配慮の提供）が成されるよう、次期基本計画に明記すべきです。具体的には、

① 常勤のアシスタント教員等の人的加配の保障

私は新潟県の公立高校の社会（地歴公民）科の教員になってから数年後、二十代後半で失明し、以後、今日まで二十数年間、視覚障碍（全盲）の教師として働いてきました。当初は「目が見えなければ普通校で教師はできない」との旧来の考え方に捕らわれて盲学校への転勤を希望し、5年間、新潟盲学校で勤務しましたが、ノーマライゼーション社会の実現をめざして、普通校への転出を求め、1993年に県立西川竹園高校へ異動し、2006年に現在の県立新潟西高校に転勤し、合わせて約二十年間、普通高校で働いてきました。

視覚障碍のある私が、なぜ普通高校で働き続けることができたかを考えると、普通校へ転勤する際に、新潟県教育委員会が、私への支援のために常勤のアシスタント教員を加配し、その後、二十年間（一時期、非常勤となってしまうことはありましたが）、継続してアシスタント教員を加配し続けたことが、その決定的な要因であると断言できます。

障碍ゆえに困難なことは多々あります。職務遂行を自力（介助・支援なく単独）でするようにと求められれば、視覚障碍をもつ者は、生徒の書いたレポートを読むこともできず、テストの採点もできませんし、様々な帳簿への記入など事務処理もできません。しかし、それらの活動を支援する職場内介助者（アシスタント教員）がいれば、その人による代読・代筆などを受けて職務は遂行できます。

人的加配がなく、職場の同僚教員にアシスタント的役割が求められた場合、本来のその人の職務に加えて、更に障碍のある人へのサポートが加われば、ただでさえ多忙な教育現場において、それは過重な負担となり、「あの人がいるから余計な仕事が増え、本来の仕事にも支障が出るし、自分がつぶれてしまう」と、障碍のある同僚を邪魔にさえ感じてしまいます。それでは、障碍のある当事者も、自分の存在が職場に迷惑と負担をかけていると感じて、居たたまれなくなり、職場を去らざるを得なくなる状況に追い込まれてしまいます。このようにして、これまで、どれほど多くの障碍のある教員が学校現場を去らざるを得なかったことか。

しかし、私の場合のように、常勤のアシスタント教員が加配されれば、障碍当事者の職務遂行が円滑に行なわれるばかりでなく、職場の同僚に過重な負担を転嫁することも起こらず、児童・生徒の学習権も保障され、その結果、

障害のある教員の存在が教育現場における支障とはならず、排斥的意識も生ぜず、逆に心的支援、日常の自然な関わりを通しての支え合いが、自ずと熟成されていきます。

アシスタント教員が非常勤講師の場合、授業に関するサポートはできても、それ以外の校務分掌や部活動などに関わる活動に制約があり、その分野を結局同僚に担ってもらうこととなり、私の場合も、その数年は現場で苦しい立場に陥りました。

現在、文部科学省、教育委員会に、障害のある教員のための人的加配の制度はありません。新潟県教育委員会は、正式な制度がない中で、なんとか私のために人的加配を継続してきましたが、制度的・予算的根拠がないため、毎年の更新で、それも次年度の保障はなく、極めて不安定です。

障害のある教員が、病気休暇などで職場を離れる場合には、その教員に代わる常勤教員の配置をする制度はあり、その間、病休中の教員への給与保障はされます。つまり、休ませる制度はあるけれども、働き続けるための制度がないのです。

新潟県の私のために実現している常勤のアシスタント教員の加配を、普遍化し、国の制度として保障すれば、あらゆる障害のある教員が働き続けるための基盤的条件である合理的配慮が具体化します。申請し認定されれば職場内介助者（アシスタント教員）が加配されるのであれば、これまでであれば辞めざるを得なかった中途障害の教員の多くが職務を継続できるはずですし、その実例、実態が顕在化すれば、障害のある教員の新採用も増え、雇用促進法の法定雇用率など、簡単にクリアできるようになります。

児童・生徒に対する人的配置と同様に、インクルーシブな教育現場の実現には、この教職員への人的加配の制度化は、必要不可欠かつ決定的なことであると言えます。

子どもたちも教職員も、学校現場で障害のある人が合理的配慮を受けつつ、障害のないとされる人と対等な関係で、共に生きることが当然のこととなり、そのような環境の中で子どもたちが育っていくことが、インクルーシブ社会の基盤を形成していくのだと、私は確信しています。

従って、障害のある教職員への人的加配制度の新設を、次期基本計画に盛り込み、その早急な制度化を実現すべきです。

② 教員採用試験での「自力」条項の撤廃と合理的配慮の明示

上記①に関連しますが、現在、多くの教育委員会で、教員採用試験の障害者特別選考などが行なわれていますが、その募集要項の応募条件の中に、「自力による通勤および職務遂行が可能な者」という項目が残存する例があります。新潟県教育委員会でも、昨年まではこの条項がありました。

しかし、この「自力」条項は、介助・支援なく単独で通勤や職務遂行ができる者しか応募できないことを意味し、障害者特別選考でありながら、障害のある者は応募すらできないという、自己矛盾を内包しています。また、教育委員会が障害のある教職員に対して「自力」を条件とするということは、介助・支援などの合理的配慮をしないと宣言しているようなもので、障害者権利条約や障害者基本法の理念や規定からして、差別的でもあります。このような指摘を真摯に受けとめて、新潟県教育委員会は今年度から、この「自力」条項を教員採用試験要項から削除しました。

この「自力」条項の削除は、文部科学省の指示で、全国の教育委員会において、今すぐにも実現できることです。次期基本計画に明記すると共に、単に「自力」条項を削除・撤廃するのみでなく、障害のある人には、合理的配慮を受ける権利があり、教育委員会としても積極的に合理的配慮を提供するということを明示、広報し、それを実現できる制度を早急に整備すべきです。

以上

○小中 栄一委員

1. 聴覚障害がある子どもについては、障害者権利条約・障害者基本法に基づき、保護者に対し「手話」についての正確な知識をもっていただき、口話へのコンプレックスや手話への偏見を取り除く環境やシステムをつくること、そして、初等教育（幼稚園・小学校・中学校）において「手話」を教科として全ての子どもが学べる教育内容にすること、同時に教育免許や教員養成カリキュラムに「手話」をしつかりと位置づけることが必要です。

2. 「共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）において、情報保障として「手話通訳」「要約筆記」が明示されていません。ボランティアに頼らざるを得ない現状があり、費用がかかるから明示しないというのではなく、合理的配慮として手話通訳、要約筆記が当たり前のこととして認知され、明示するべきです。

手話通訳や要約筆記については、文科省と厚生労働省でどう制度を調整・創設していくか、具体的な方策を検討してほしいと思います。厚生労働省管轄のコミュニケーション支援事業の拡充を基礎として

- ・教育予算として手話通訳・要約筆記の費用を計上すること。
- ・聴覚情報提供施設等、手話通訳事業所に対する手話通訳者派遣、要約筆者派遣のための経費の保障をすること。
- ・手話通訳者に対して、大学等での履修、試験合格、現任研修としての専門研修の履修をシステム化すること。
- ・インターネットを活用した遠隔情報補償や音声認識など、科学・技術を動員した環境整備を推進すること。

などの検討が考えられます。まず、手話通訳、要約筆記が当たり前の合理的配慮として明示することから始めるべきです。

3. 全国のろう学校を中心に約250名の聴覚障害のある教員がいます。教員としての専門性に加え、直接子ども達と手話で自由な会話ができることを通しての教科や生活、障害認識などの指導ができること、子ども達にとって成人聴覚障害者のロールモデルになること、障害のない教員や保護者との関わりの中でインクルーシブ社会への啓発推進が図られることなどの役割を果たしていると言えます。一方で、障害をもたない教員、保護者、事務職員等とのコミュニケー

ションが大きな障壁になるため、現状では、聴覚障害がある教員のために、手話のできる教員や要約筆記を行う教員が側にいてボランティアとして情報保障を行うことが多く、障害のない教員に大きな負担がかかっています。また情報の内容も少なくなることが多く、聴覚障害がある教員が会議等に主体的に参加しにくくなっています。さらに地域の学校に通う聴覚障害のある児童・生徒の支援に向いても地域の学校の教員、保護者たちとのコミュニケーションが困難なことが多々あります。そのため下記の合理的配慮等が必要です。

①聴覚障害のある教員の採用について

- (1) 試験時における手話通訳、筆記通訳の配置
- (2) 面接時における手話通訳、筆記通訳の配置
- (3) 試験時および面接時における磁気ループ、補聴システムの設置および整備

② 会議等における情報保障についての合理的配慮等

- (1) 会議資料の事前送付
- (2) 磁気ループ、補聴システムの設置
- (3) 会議、出張等における手話通訳、筆記通訳の配置
- (4) 連絡方法の統一化
- (5) 日常のコミュニケーションの活性化

③安全な職場環境のための合理的配慮等

- (1) 文字・手話情報案内機器の固定設置
- (2) 災害時等の緊急連絡システムの整備

④職務を遂行する上での合理的配慮等

- (1) 出張等での手話通訳者、または筆記通訳者の配置
- (2) 筆談具の常備携帯
- (3) 保護者等への連絡においてのFax、テレビ電話、携帯電話、パソコンメールの活用